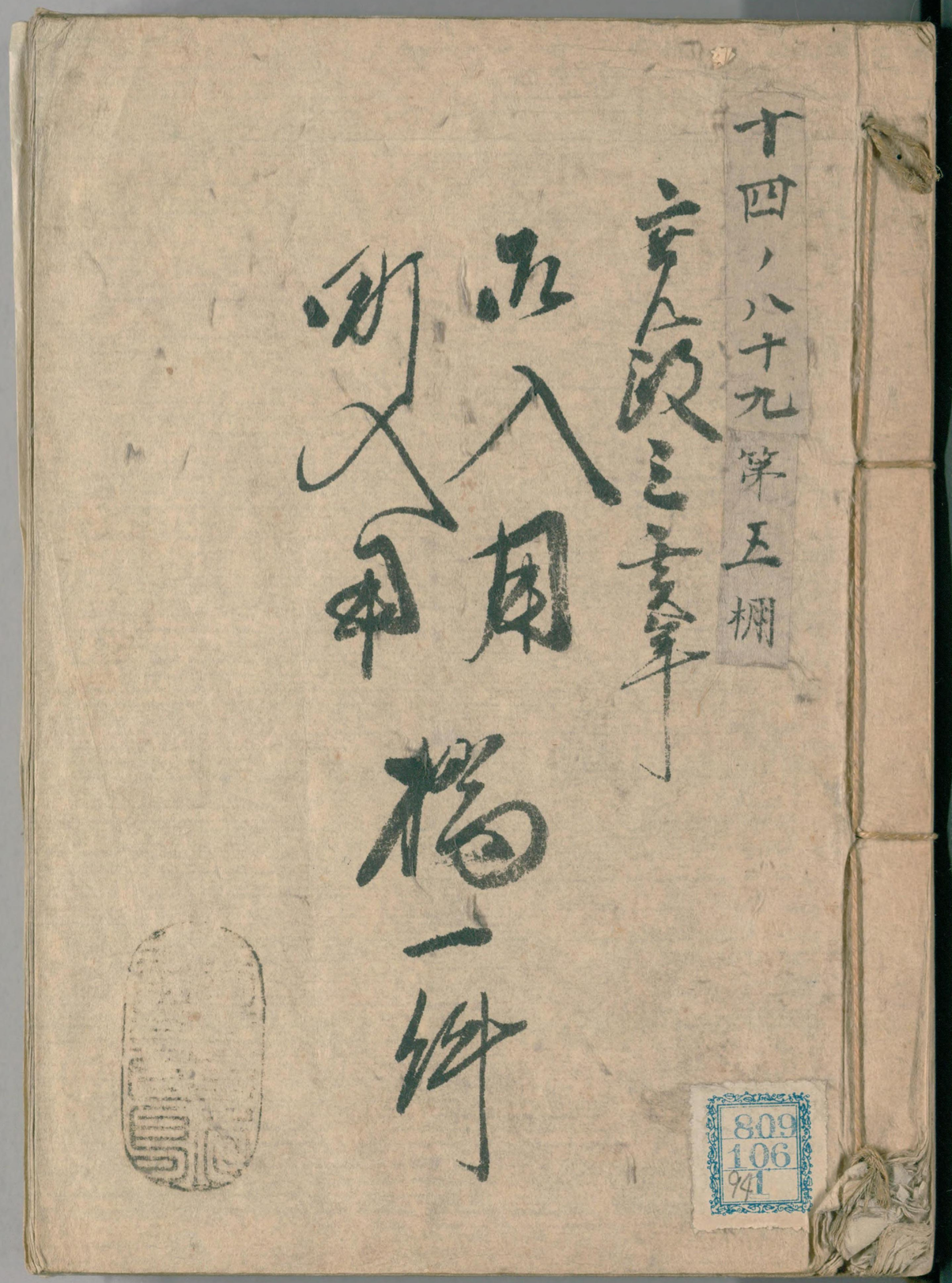

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

三ヶ橋 長六百三十六 横三百

一 金七拾八匁 此方永昔六拾文余 以入用

是ハ右同所

但右同所

関口水谷町分 長四間

青羽町九十間ハ 横ハ橋 横三間 本橋掛替

一 金四拾三匁三分 永昔拾七文余 以入用

是ハ十二年以前丁明二度年掛替ニ後

度々以修復有之 去歳年八月中ニ至給

以修復新 御府以 御名一所 杉橋大破蔵

掛ニ度々

御廊ニ付 御廊ニ付 方ニ以 橋前ニ付

江戸橋其外橋古木ニ門下加文ニ用

三余新木ニ以掛替ニ 橋

但此ハ諸負人日々各出来候ニ付

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

メ切ニ付ニ候ヘ橋ニ高ニ往ニ外ニ為ニ仕ニ此ニ段
為ニ御申上ニ候ニ
三月廿日
服部仁貞
中村又蔵

前後ニ反ニ伺
源川越中渡町ニ同所大渡町ニ渡橋
修復ニ付メ切ニ渡本ニ伺ニ書付
中村又蔵
服部仁貞

源川越中渡町ニ同所大渡町ニ渡取用ニ
右ニ拭ニ橋修復ニ付メ切橋東ニ方ニ足代
渡出ニ者ニ行ニ板ニ渡傳ニ橋ニ言ニ往ニ外ニ為ニ仕ニ候ニ

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

右所役人共未熟者馬駕籠ハ雖通旨中立
依之橋々切之儀本同保以上

貞三月

中村又蔵
肥頭仁右衛

橋々出入所管引書

尚貞年分
出定令九百五拾五
去戌年之出定令出来残
令百巳拾五余
二口
合令千九拾五余
内

金五百五十余
元金百五十余
是七仕上ケ上増減二百五十余
金二百五十余
金弐百弐十余
金七百二十余
右ハ引込ム
深川警察署扱
引込ム
金弐百弐十余
右ハ引込ム
金弐百弐十余
引込ム
金弐百弐十余
引込ム
金弐百弐十余

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

吟味仕ハ迄左ニ中上ニ

源川雲海橋　長六百五十尺
横八尺

一　令三拾九歩三分永八拾七文余　　江入用

外　令三歩余　　詰ニ江ニ住ハ付　江ニ為ニ住ハ渡船賃

是ニ十一ヶ年以前天明元丑年掛替ニ渡度ニ
江ニ渡ニ有ニ之ニ度ニ渡板ニ橋ニ也ニ

関板大悪杉横
御城之ニ
御渡舟ニ有ニ之ニ場所ニ付
雖ニ先延ニ橋杭ニ有ニ東ニ渡ニ相用ニ外ニ古来ニ
内ニ成丈ニ相用ニ余ニ新ニ来ニ掛替仕ニ積
但ニ諸員人見合ニ東ニ渡ニ江ニ住ハ

右橋ニ渡大破ニ成ニ付可成丈古来ニ更掛替
ニ付　御付積ニ在江村ニ本ニ鐵杭代ニ外掛ニ
一　式ニ分ニ大江ニ勤定所ニ定ニ東ニ渡ニ見合ニ代ニ付

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

深川豊海橋

一板橋　長六百四尺

横八尺

[illegible]ヶ所

但　橋杭三本立部組

行桁三通

前後両袖長三百宛

高欄高数板[illegible]

右入用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

欄欄　長三丈　巾長三丈　厚一尺
　　長三丈　巾二尺　厚七寸
　　長三丈　巾二尺　厚七寸
　　長三丈　巾二尺　厚七寸

梅板四拾三枚　長九尺八
代永八貫四百三拾七文八下
削立巾三尺
巾三尺三寸
厚三寸
姿板
但三枚
永許百四文八下

同木九挺　長三尺三尺
代永許貫四百六拾九文七下
削立四寸五角
厚五分角
比丹板
但三十
永許百十拾三文三下

同板拾八枚　長許尺四寸
代永四百許拾八文四下
削立巾四寸五下
厚許寸
巾四寸五下
厚許寸五下
水繰板
但三枚
永許拾三文八下

同木拾許本　長三尺五寸
代永六百六拾文
削立三寸五角
四寸五角
丸ら経
但三本
永許拾四文

同木九挺　長三丈三尺
代永三貫四百拾七文八分
削立巾四寸五下
厚許寸
巾四寸五下
厚許寸五下
笠木
但三挺
永百許拾四文許下

同木九挺　長三丈許尺四寸
代永四百六拾八文
削立巾三寸
厚三寸
巾四寸
厚三寸五下
通貫
但三挺
永許拾許文

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

右木橋長サ　長サ三尺
　　幅　長サ三尺
　　仲永七拾文ノ
　　但シ板
　　仲永百文ノ
　　幅　長サ三尺
　　仲永三拾文ノ
　　但シ板
　　仲永三拾文ノ
　　幅　長サ三尺
　　仲永三

六寸手遠孫百六拾四挺
此歩目九里八百四拾目

五寸孫拾六挺
此歩目八百目

六寸皆折釘百六拾四本
此歩目四里百目

四寸皆打釘 計百四本

此歩目三里六拾目

七拾計本
計拾四本
七拾計本
三拾六本

三寸皆打釘百本
此歩目六百目

六拾四本
拾計本
拾六本
八本

此歩目拾四

平鳥板壹枚八本半
[illegible]
山[illegible]板壹枚四本半
[illegible]

組 拾本
歩目六拾目

油杉[illegible]板壹枚四本半
[illegible]板壹枚三本半
[illegible]板壹枚計本半
上[illegible]

[illegible]板壹枚四挺掛
組 [illegible]
歩目六拾目

男杉根壹折四挺掛
組 [illegible]
歩目六拾目

[illegible]板[illegible]
四本半
組 [illegible]
歩目計拾四

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

六口歌同合拾九番之音訶歌曽
什歌四番之音拾文字
車
遊東色歌物上枝　長訶男人今ます
訶歌曽之番音之歌今
訶完十八
中之ます訶ク
百のことク手
但三枝訶曽
訶音九枝訶
訶完十六
中之ます訶ト
百のことク手
但三枝訶曽
七枝六句
訶完十六
中之ます訶ト
百のことク手
但三枝訶曽
百歌之之
訶完十六
中之ます訶ト
百のことク手
但三枝訶曽
百歌之之
訶完十六
中之ます訶ク
百のことク手
但今之女
七番之同
訶完十六
中之ます訶ク
百のことク手
但三枝訶曽
訶音九枝訶
訶完十六
中之ます訶ト
百のことク手
但三枝訶曽
七枝六句
訶完十六
中之ます訶ク
百のことク手
但三枝訶曽
百歌之之
訶完十六
中之ます訶ク

計鐵目百六拾貳匁
外殺　右鐵物重用
計重鐵目八百拾匁
是右筆末往年上掛ル

[illegible]鐵物壹枚　長八寸五分
計鐵目九拾貳匁
外拾壹枚　右鐵物重用
計重鐵目壹百拾貳匁

鐵穴七ヶ
巾壹寸五分
厚壹分五厘

是右地雲後往年壹畳壹掛ル

六寸九匁鐵釘六本
計鐵目三百目
是右筆末往年二ヶ所ニ新ニ半
但壹本鐵目拾目

五寸九匁鐵釘三拾貳本
計鐵目壹百貳拾目
是右匁巾板壹枚四角半ニ八枚分
但壹本鐵目拾目

壹寸五分禮甲鐵三百拾貳本

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

凸 九人九名座

八人八名座

書人名三称也人名ノ下

但シ書ヨキ詩ヨキ文ノ下

凸 詩ヨキ人ノ下

於人ノ下

名ヲ詩ヨキ者

但シ名ノ上ニ

名ヲ称スル故古法流美ヲ慕フ意ヲ以テ名ヲ書ス也

但シ名ノ上ニ

仕ル者ノ名

名ヲ称スル故古法流美ヲ慕フ意ヲ以テ名ヲ書ス也

但シ名ノ上ニ

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

右之通ニ候条

以上

六月

京都府立総合資料館

[illegible]

一 今[illegible]之分永[illegible]

是[illegible]年[illegible]掛[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 今[illegible]之分[illegible]

是[illegible]年掛[illegible]

[illegible]

[illegible]

右之通[illegible]

今[illegible]掛[illegible]

諸[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

入舞

一 瀬見橋

同前

一 平野橋

扇橋

一 扇橋

小倉川

一 新高橋

五月橋

一 伊豫橋

六月橋

一 松井橋

南剣ト水小笠原政之助屋敷隣

一 石橋

同新宿田家伝屋敷隣

一 同

東中剣ト水松浦大隅守屋敷隣

一 同

東小剣ト水吉川源十郎屋敷隣

一 板橋

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

右ニ云ヘ探問換ハ新ニ有ニ節遠ニ
離落又ハ橋巻換ハ前ニ相見ハ有ニ絡
ハ修復有ニ此ニ無ニ

右ニ通ニ出座ハ仰ニ

亥二月

中村文秀
彼近仁右衛

右新御川橋ニ換ハ新ハ勅宮方ニ
中道ハ後中上ニ書有

中村文秀
彼近仁右衛

右新御川橋ニ内尚ニ○拭ハ弟ハ修復
ニ仰ニ新一有ニ成ニ所知仕度有橋
ハ筆請ニ文能勅宮拾遺ハ若林

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

仕御度丈夫ニ御年仕候別紙出来報候
本源氏御中之所ニ
又月十六日
勝頼仁右衛
中村又参

六月[illegible]日[illegible]
「[illegible]」
久世丹後守
依久間甚八
小石川金剣本坂橋橋新見ヶ明青源川
相賀所ニ為橋橋新見ヶ明後三日大日限之通
限時採用天月送之積載之有之名出ニ下書
作組之表作之名出有之ニ依様依之御遂

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

栗ノ間渡板修繕橋
橋番屋七年ノ内
文六月

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

但右同断

一金弐百両也 年々大水ニ而
所々古橋本普請仕候
度々之儀ニ而 御手当
不行届ニ付
御公儀様御入用ニ而 御石橋
御掛ケ被遊候
一金弐百両也 右同断
内

一金弐百両也 右同断
但右同断

一金弐百両也 右同断
但右同断

一金弐百両也 右同断
但右同断

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

一小橋

右橋々破損所為見ニ明後四日
以時長保所掛而ニ目送ニ積
掛ニ者ニ日ニ当ニ組ニ者ニ蒸
ニ成ニ候ニ申遣ニ

三月二日

中村又蒸根
腰頭仁百無根
内ニ方ニ万命
吉村吉兵命
菓加和助

亀戸所石原所石橋板橋明日
一同見ニ立ニ候ニ久世冊後ニ度ニ
相遣ニ蒸ニ当ニ日ニ三ニ候ニ心得
ニ蒸ニ根 此候ニ申ニ付ニ候ニ

三月三日

[illegible]

三合換新風々仕候中上[illegible]書付

[illegible]

中村又[illegible]

吉原町
一 吉海橋
東平野町
一 吉宮橋
兼川町
一 小橋

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

長崎
一小　橋
茶中間下水
一石　橋
一石原小　橋

右橋々破損前見ゟ之後筋後ゟ度
其御後ゟ守今日ゟ其所ゟ橋を七文配
勘定括見習差材破八命ゟ普請役
[illegible]
[illegible]
粮又久世丹後ゟ度ゟ御を合一ヶ日ゟ而
破八命ゟ雪ゟ候ゟ中ゟ云御也
三月日
勝[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

右橋掛仕候節書面之通取上仕候以上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

源川万寿八日新仮橋渡初海道橋

橋掛出来仕候ニ付書面之通取上仕候以上

[illegible]

源川万八所

一海道橋

右橋掛新出来ニ付書面之通取上仕候以上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

九月十三日

池田筑後守

久世丹後守
水久間十四 八

淀川

一海道橋

右橋掛稽古當寺之後明日分為掛
下ト海ハ四日巳時様面天目送之積ヶ

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

太橋新親石橋通行出来候今日不取拾
二付若林成人命并出来候後立合場所
出来候方ゟ右後にのしも出来候中所通ニ
付下来候往ゟ方ゟ双方下後ニ出し時至ゟ候
以前為出座中ゟ上ニ以上

十一月廿五日

中村文蔵
[illegible]

「池田荒後守殿」

久世[illegible]
[illegible]八

本書荒人[illegible]
一小橋
本所大[illegible]
一小橋
本所大[illegible]出雲守[illegible]
一小橋

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

十二月廿日

中田[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二月廿日

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

震廻継ニ日 諒打雲巻 強掛武ヶ訓仕附
梳ニ梁ニ諒打雲小ニ方筋遠黄武挺
立放ニ古木高仕足男植神植所巾援
八ヶ訓古板高仕牙訂打雲メ
右ニ通ル産ニ如ニ
寅十月

本訓菊川町稲荷前石橋ニ本訓四十三ヶ日 編ニ服

寅
十二月

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

宮路縛之御事

一 石橋

長四尺
横三尺九寸

壹ヶ所

前後石垣

前後長処壹丈四尺
高三尺

是ハ有来板橋被流失以後石橋掛替ニ就御付ハ積

右入用

一

古木訃本　長九尺　蓋後捨去畫

是云橋々杭柳古木並ニ積

杭丸太拾八本　長四尺　末口三寸　地杭　敷杭

代永百六拾訃文　但三本永九文

雲石三枚　長四尺　巾三尺三寸　厚八寸　橋石

代永七百六拾文　但三枚永七拾文

角石八ツ　長三尺四寸　巾三尺四寸　厚七八寸　鶴石

代永百六拾文　但三ツ永七拾文

多賀石百八ツ

代永三十四八拾文　但三ツ永拾文

小以永訃無百六拾訃文

石坪

代永二百四拾文

但三坪 永四百文

是云石垣[illegible]橋[illegible]是云是

石工六人

續永四百四拾貳文

但三人 永九拾貳文

手元手傳人是六人

續永二百文

但三人 永四拾文

人是六拾人

續永三百四十文

但三人 永四拾文

是云石垣[illegible]代仕事石[illegible]垣[illegible]

永二百文

是云損料[illegible]一式

永二百文

是云石[illegible]太[illegible]積送[illegible]船

小以永三百四十貳文

合金要之券之出受

右之通正座以上

亥

十二月

正新　長岡町台
清水町台　渡石橋三ヶ所江書請同論見帳

亥

十二月

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用